

綾瀬市こども家庭センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした母子健康包括支援センター（以下「センター」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、本市に居住する子ども及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ）並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うために設置する綾瀬市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の機能を有し、効果的で切れ目のない一体的な支援を実施するものとして、綾瀬市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(こども家庭センターの名称及び設置場所)

第2条 こども家庭センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 綾瀬市こども家庭センター
 - (2) 設置場所 綾瀬市深谷中4丁目7番10号 綾瀬市保健福祉プラザ内
- (業務の内容)

第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センター業務に関すること。
- (2) 支援拠点業務に関すること。

2 前項第1号の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること。
- (2) 妊娠・出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報の提供・助言・保健指導に関すること。
- (3) 心身の不調又は育児不安があり、手厚い支援を要する妊産婦等に対しての支援プラン策定及び評価に関すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 第1項第2号の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務

(2) 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等への支援業務

(3) 関係機関との連絡調整業務

(4) その他の必要な支援に関する業務

(職員配置)

第4条 こども家庭センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 統括支援員 ただし、センター長と兼任することができる。

(3) 保健師

(4) 社会福祉士

(5) その他必要な職員

(秘密保持)

第5条 こども家庭センターの事業に従事する者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(綾瀬市母子健康包括支援センター事業実施要綱の廃止)

2 綾瀬市母子健康包括支援センター事業実施要綱の廃止は、廃止する。

(綾瀬市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の廃止)

3 綾瀬市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の廃止は、廃止する。